

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。</p>